

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

記載要領
はこちら



取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

各欄の記載要領

- (1) この別表は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、①当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、②措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。
なお、①の資産(②の資産に該当するものを除きます。)の「34」の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」及び「37」の金額を記載できます。
- (2) 減価償却資産について、圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮額等は減価償却資産の取得価額から控除されることとなりますので、別表十三(一)～別表十三(九)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載します。

「取得年月日4」

その資産の取得年月日を記載します。
令第55条第4項又は第5項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。

「種類1」、「構造2」及び「細目3」

機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載します。

種	類	1																
構	造	2																
産	細	目	3															
区	取	得	年	月	日	4	.	.										
分	事	業	の	用	に	供	し	た	年	月	5	.	.	.				
取	耐	用	年	数	6		年					年						
得	取	得	価	額	又	は	製	作	価	額	7	外		円		外		円
価	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8																
額	差	引	取	得	価	額	9											
			(7)-(8)															

「取得価額又は製作価額7」

- (1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。
イ 令第55条第4項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用を受けた減価償却資産…その適用を受けた最初の事業年度開始の時に定める旧減価償却資産の帳簿価額と同項に規定する追加償却資産(以下この別表の留意点において「追加償却資産」といいます。)の帳簿価額との合計額を記載します。
ロ 同項の規定の適用を受けた減価償却資産…その適用を受けた最初の事業年度開始の時に定める追加償却資産の帳簿価額の合計額を記載します。
- (2) 減価償却資産につき令第48条第5項第3号《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価換え等(以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)の留意点において「評価換え等」といいます。)が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。
イ 当期前の各事業年度又は各連結事業年度(以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「各事業年度等」といいます。)において、期末評価換え等(評価換え等のうち同項第4号に規定する期中評価換え等(以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)の留意点において「期中評価換え等」といいます。)以外のものをいいます。以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)の留意点において同じです。)が行われた減価償却資産…その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度(以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)において「事業年度等」といいます。)後の各事業年度
ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産…その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度

「(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額8」
圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金(確定した決算において積み立てたもの(決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。))をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下この別表の留意点において同じです。)に計上した場合に、取得価額又は製作価額のうちその積立金に計上した金額で、損金の額に算入された金額を記載します。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「期末現在の積立金の額11」及び「積立金の期中取崩額12」

圧縮記帳に係る積立金、平成18年4月30日以前に終了した事業年度において平成18年改正前の令第80条（国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法）の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和42年5月31日以前に開始した事業年度において昭和42年改正前の法第31条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法）の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。

「差引帳簿記載金額13」

- 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき令第48条第5項第3号ニ（減価償却資産の償却の方法）に規定する通算時価評価（以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「通算時価評価」といいます。）又は令和2年旧令第48条第5項第3号ハ（減価償却資産の償却の方法）に規定する連結時価評価（以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「連結時価評価」といいます。）が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額からその通算時価評価又は連結時価評価が行われた事業年度等のこの別表の「差引合計翌期への繰越額41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。
- 当期において、減価償却資産につき令第48条第5項第3号ロに規定する民事再生等評価換え（以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「民事再生等評価換え」といいます。）又は同号ハに規定する非適格株式交換等時価評価（以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「非適格株式交換等時価評価」といいます。）が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額からその民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの別表の「差引合計翌期への繰越額41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。

帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	
	期末現在の積立金の額	11	
簿価	積立金の期中取崩額	12	
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△
額合	損金に計上した当期償却額	14	
	前期から繰り越した償却超過額	15	外
	計 (13)+(14)+(15)	16	

「合計16」

「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。

「前期から繰り越した償却超過額15」

- 法第31条第5項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法）に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下この別表の留意点において「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その帳簿記載等差額を、この欄の上段に外書として記載します。
 - イ 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)の留意点において「適格組織再編成」といいます。）により移転を受けた減価償却資産（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。）…その適格組織再編成の日の属する事業年度
 - ロ 合併、分割、現物出資又は現物分配（適格組織再編成を除きます。以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「合併等」といいます。）により移転を受けた減価償却資産…その合併等の日の属する事業年度
 - ハ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産…その民事再生等評価換えが行われた事業年度
 - ニ 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産…その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度
 - ホ 通算時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産…その通算時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
 - ヘ 連結時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産…その連結時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
- 前期の「差引合計翌期への繰越額41」に外書の金額がある場合には、前期の「41」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「残存価額17」

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。

- 有形減価償却資産(坑道を除きます。)については、「差引取得価額9」の金額の10%に相当する金額を記載します。
 - 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十一で定める割合により計算した金額(牛及び馬については、その金額が10万円を超える場合には、10万円)を、耐用年数省令別表第三に掲げる無形減価償却資産、耐用年数省令別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道については0と記載します。
- なお、減価償却資産の償却方法を旧定率法から旧定額法に変更した場合には、この欄及び「18」はその減価償却資産の実際の取得価額を基礎として計算した金額を記載します。この場合、「備考」には、実際の取得価額その他参考となるべき事項を記載します。

「差引取得価額×5%18」

1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

「旧定額法の償却率20」

耐用年数省令別表第八に掲げる定額法の償却率を使用せずに、耐用年数省令別表第七に掲げる旧定額法の償却率を記載します。ただし、耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項《旧定額法及び旧定率法の償却率》の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する旧定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率)を記載します。月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した旧定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。

「増加償却額22」

令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却限度額等	残存価額	17
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18
	旧定額法の償却率計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19
	旧定額法の償却率	20
	算出償却額 (19)×(20)	21
	増加償却額 (21)×割増率	22
	計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23
	算出償却額 (18-1円)× $\frac{1}{60}$	24
	定額法の償却率計算の基礎となる金額 (9)	25
	定額法の償却率	26
	算出償却額 (25)×(26)	27
	増加償却額 (27)×割増率	28
	計 (27)+(28)	29

「定額法の償却率26」

耐用年数省令別表第八に掲げる償却率(耐用年数省令第5条第2項《定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率》の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率)を記載します。月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。同条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。

「算出償却額21」及び「算出償却額27」

当期の途中で事業の用に供したのものについては、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{「21」} = ((19) \times (20)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

※ 1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

$$\text{「27」} = ((25) \times (26)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。

「増加償却額28」

令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額27」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「特別償却限度額32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の各欄

(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。

(2) 「33」には、青色申告法人又は措置法第43条の2（被災代替資産等の特別償却）若しくは震災特例法による特別償却に関する規定の適用を受ける法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前1年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。

なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第52条の2第5項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）に規定する合併等特別償却不足額（以下この別表及び別表十六(二)の留意点において「合併等特別償却不足額」といいます。）があるときは、その金額を記載します。

「前期からの繰越額38」

「前期から繰り越した償却超過額15」の金額を記載します。

「積立金取崩しによるもの40」

当期に圧縮記帳に係る積立金、平成18年改正前の令第80条（国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法）等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和42年改正前の法第31条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法）の規定による償却に係る引当金を取り崩し、益金の額に算入した場合において、その積立金、平成18年改正前の令第80条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和42年改正前の法第31条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額（当期に生じた償却超過額を含みます。）があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30				
特別に償却増額する限度額 租税特別措置法 適用条項	31	条	項		
特別償却限度額	32	外	円		
前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	33				
合計 (30)+(32)+(33)	34				
当期償却額	35				
償却不足額 (34)-(35)	36				
償却超過額 (35)-(34)	37				
前期からの繰越額	38	外			
償却不足によるもの	39				
積立金取崩しによるもの	40				
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41				

「合計34」
「33」の内書の金額がある場合には、その金額を「33」から控除して計算します。

「償却不足によるもの39」
当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

「差引合計翌期への繰越額41」
減価償却資産につき通算時価評価又は連結時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その通算時価評価又は連結時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、その評価損の金額とその減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書として記載します。
この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「特別償却不足額」の各欄

青色申告法人又は措置法第43条の2（被災代替資産等の特別償却）若しくは震災特例法による特別償却に係る特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。

「翌年に繰り越すべき特別償却不足額42」

「33」の内書の金額がある場合には、その金額を「33」から控除して計算します。

「当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額43」

当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。

「当期分不足額46」

「合計34」の金額から「当期償却額35」の金額及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の金額又は「償却不足によるもの39」の金額を控除した金額と、「特別償却限度額32」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。

「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額47」

適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。

特別償却不足額	翌年に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額	42	
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43	
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44	
	翌期額	45	...
	の内		
	繰込	46	
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47	
備考			

付表の添付

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表は国税庁ホームページ
(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/s_hinkoku/itiran2023/pdf/C.pdf)に掲載していますので御参照ください。

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表



別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の書類を確定申告書等へ添付する必要があります。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる書類は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和5年7月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる書類
中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	措置法42の12の4①	措置法規則20の9②に規定する書類
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	措置法42の12の6①	措置法規則20の10の2②に規定する書類
情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等の特別償却	措置法42の12の7①③	措置法規則20の10の3③に規定する書類
特定船舶の特別償却	措置法43①一・二	措置法規則20の11①に規定する書類(令和5年7月1日以後に取得等をした特定外航船舶のみ)
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	令和5年改正前の措置法43の2	令和5年改正措置法規則附則5①に規定する書類 (注) 災害その他やむを得ない事情により報告を行った日以後3年を経過する日までに特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となったものに限りします。
特定地域における旅館業用建物等の特別償却	措置法45②	措置法規則20の16⑥に規定する書類
特定地域における産業振興機械等の割増償却	措置法45③	措置法規則20の16⑩に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)
医療用機器等の特別償却	措置法45の2	措置法令28の10④又は⑥に規定する書類
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措置法46①	措置法規則20の19②に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)
輸出事業用資産の割増償却	措置法46の2①	措置法規則20の20に規定する書類
企業主導型保育施設用資産の割増償却	令和2年改正前の措置法47①	令和2年改正前の措置法規則20の20④に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)
特定都市再生建築物等の割増償却	措置法47①	措置法規則20の21②に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)
倉庫用建物等の割増償却	措置法48①	措置法規則20の22②に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)
特定復興産業集積区域における機械等の特別償却	震災特例法17の2①	震災特例法規則6の2②に規定する書類
復興産業集積区域等における機械等の特別償却	令和3年改正前の震災特例法17の2①	令和3年改正前の震災特例法規則6の2の2②に規定する書類
特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法17の5①	震災特例法規則6の4②に規定する書類
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	令和3年改正前の震災特例法17の5①	令和3年改正前の震災特例法規則6の4②に規定する書類
新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法18①	震災特例法規則6の5②に規定する書類
被災代替資産等の特別償却	令和5年改正前の震災特例法18の2①表一・二	令和5年改正震災特例法規則附則3に規定する書類 (注) やむを得ない事情により令和5年3月31日までに事業の用に供することができなかった建物、構築物又は機械装置で同年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供したものに限りします。
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	令和3年改正前の震災特例法18の2①	令和3年改正前の震災特例法規則6の5に規定する書類